

**大阪市北区・此花区・住之江区
シェアサイクル等公共用地でのポート共同利用検証に係る連携協定書**

大阪市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、大阪市北区・此花区・住之江区において、シェアサイクル等（自転車等を複数の駐輪スペースとなる一定規模のポート（以下「ポート」という。）により相互に利用できる利便性の高い交通システム）による市民等の移動利便性や利用普及の更なる向上が期待される公共用地でのポート共同利用の有効性・あり方を検証するとともに、より安全で快適な利用環境の創出のために「大阪市北区・此花区・住之江区シェアサイクル等公共用地でのポート共同利用検証に係る連携協定」（以下「本協定」という。）を締結する。

※本事業における自転車等とは、電動アシスト自転車、一般型自転車及び電動キックボードで、多くの方が利用できる移動に適したものである。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙との間において、シェアサイクル等による市民等の移動利便性や利用普及の更なる向上が期待される公共用地でのポート共同利用の有効性・あり方を検証するとともに、より安全で快適な利用環境の創出のために協働事業（以下、「本事業」という。）を実施することを目的とする。

（区間連携）

第2条 甲は、シェアサイクル等公共用地でのポート共同利用の有効性・あり方検証の効果的・効率的な実施と安全で快適な利用環境の創出をめざし、大阪市北区・此花区・住之江区が連携して実施することとし、大阪市北区長が代表して本協定を締結するものとする。なお、本協定により他区が取組むシェアサイクル等事業を妨げるものではない。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとし、期間満了の1か月前までに双方又はいずれか一方から申出がない場合は、当該期間満了の翌日から起算して1年間更新するものとし、以降も同様とする。

2 甲又は乙は、前項の期間中にかかわらず、解除しようとする1か月前までに書面で相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。なお、甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

(協定の変更)

第4条 甲又は乙が本協定の内容の変更を申し出たときは、甲乙協議のうえ、書面をもって本協定の変更を行うことができるものとする。

(適用関係)

第5条 甲及び乙は、甲が協定締結事業者の公募に際し公表し、又は配布した募集要項その他書類や、乙が応募手続において甲に提出した書類及びその他資料等一切の書類に記載された事項が、この協定の一部を構成するものとし、甲及び乙を拘束することを確認する。

(甲の役割)

第6条 甲の役割は次のとおりとする。

- (1) 公共用地でのポート共同利用に向けた検証（具体的な実施内容は別紙実施細目のとおり）にかかる総括
- (2) 本事業のためにポートを設置する公有財産の無償提供
- (3) 本事業の実施に係るポート設置に必要な許認可等の手続き
- (4) 本事業に関する取組みの周知及び広報

(乙の役割)

第7条 乙の役割は次のとおりとする。

- (1) 本事業の実施に係るポート設置に必要な許認可等の手続きに関する書類作成補助
- (2) 本事業の実施に係る自転車等（以下「本事業車両」という。）及びポート等の整備・維持管理
- (3) 本事業の運営（参画する協働事業者各社との協議・調整、利用者の募集・登録、料金徴収、本事業車両の回収・再配置、事故や苦情等の対応・報告等、利用条件等は別途協働事業者が定める利用規約に基づく。）
- (4) ポート近辺の本事業車両に係る違法駐輪対策
- (5) シェアサイクル等及びポートの利用促進に向けた周知及び広報
- (6) 利用者に対するアンケート調査等の実施及び本事業に関する各種データの収集、整理、分析、当該データの本市への提供（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定義する「個人情報」は除く。）
- (7) 利用者への自転車等ルール・マナーの普及啓発

(費用負担)

第8条 第7条に規定する乙の業務範囲に属する業務に要する費用及びその他本件協定書により乙の業務とされた事項について要する費用は、全て乙の負担とし、甲は補助金、委託料、負担金など形態の如何を問わず、それらの費用を一

切負担しない。

- 2 本事業車両が放置自転車等として撤去・保管された場合の費用は乙の負担とする。
- 3 違法駐輪その他シェアサイクル等の利用者が法令に反する行為を行った場合については、乙の責任において必要な対処をする。

(秘密保持)

- 第9条 本協定に関連して、甲又は乙が相手方に開示した技術上又は営業上の情報及び契約書の内容（甲又は乙が各々第三者と締結しているものを含む。）その他本協定に基づく事業に関連する一切の情報を秘密情報として取り扱うものとし、相手方の事前承認なく、第三者に開示してはならないものとする。
- 2 前項の規定は、本協定が終了した後においても、同様とする。

(関係法令の遵守)

- 第10条 乙は関係法令等に従って、本事業を実施しなければならない。

(裁判管轄)

- 第11条 本協定に関連する紛争については、大阪地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

(甲の損害賠償義務)

- 第12条 甲はその責めに帰すべき事由によるこの協定上の義務の不履行により乙に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の損害賠償義務)

- 第13条 乙はその責めに帰すべき事由によるこの協定上の義務の不履行により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(第三者に与えた損害の負担)

- 第14条 乙は、本事業の実施に当たって、乙の責めに帰すべき事由により、利用者その他の第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。ただし、利用者への賠償については別途乙が定める利用規約に従うものとする。
- 2 乙が前項の義務を履行しない場合において、甲が当該第三者に対して合理的な範囲内で損害の賠償をしたときは、乙は、甲に対し当該賠償額の補償をしなければならない。

(個人情報等の保護に関する責務)

第15条 甲及び乙は、本協定の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）、大阪市特定個人情報保護条例（令和5年大阪市条例第6号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、本協定の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

2 甲及び乙は、自己の業務従事者その他関係人について、前項の義務を順守させるために必要な措置を講じなければならない。

(疑義等の決定)

第16条 本協定に定める事項に関し疑義を生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙協議のうえ、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和8年〇月〇日

甲 大阪市

大阪市北区長	寺本 譲
大阪市此花区長	中島 政人
大阪市住之江区長	藤井 秀明

(代表：協定締結者)

大阪市北区扇町2丁目1番27号
大阪市北区長 寺本 譲

乙 (住所)

〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇